

制度改正に係るお知らせ

○令和 8 年度介護報酬改定における主な改訂事項について

1. 協力医療機関連携加算について

令和 8 年 6 月算定分より、協力医療機関連携加算における「会議を定期的に開催」の要件変更が行われました。

<変更前>

「会議を定期的に開催」とは、概ね月に 1 回以上開催。ただし電子的システムにより協力医療機関において入居者の情報が随時確認できる体制が確保されている場合には、定期的に年 3 回以上開催することで差し支えない。

<変更後>

「会議を定期的に開催」とは、次のいずれかに該当するものであること。

イ 電子的システムにより協力医療機関において、入居者の情報が随時確認できる体制が確保されている場合には、年 1 回以上開催すること。

ロ 年 3 回以上開催すること。ただし、入院の必要性が認められた入居者が協力医療機関で年 2 件以上入院した場合又は往診の必要性が認められた入居者に協力医療機関が年 2 件以上往診を実施した場合には、会議の開催を年 1 回以上開催することで差し支えないこととする。またこの場合において、入退院又は往診に際して協力医療機関の職員と入居者の急変時の対応方針及び診療又は入院若しくは往診依頼時の連絡方法等に係る適切な情報共有が行われていること。

※対象サービス：

(地域密着型)特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護

2. 介護職員処遇改善加算について

運営指導資料 9.介護職員処遇改善加算について介護保険最新情報 vol1479 をご参照ください。

○令和6年度介護報酬改定の経過措置が終了し、令和7年度より義務化されている事項について

1.業務継続計画の策定等

事業者は、感染症や非常災害の発生時において、サービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画(BCP)を策定し、計画に従い必要な措置を講じる必要があります。業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合、業務継続計画未策定減算が適用されます。

※対象サービス 全サービス

(業務継続計画未策定減算については、居宅療養管理指導、特定福祉用具販売は除く)

・必要な措置

- ① 業務継続計画の策定、定期的な計画の見直し
- ② 従業者への業務継続計画の周知
- ③ 研修・訓練(シミュレーション)の実施

【厚生労働省ホームページ】

介護施設・事業所における業務継続計画(BCP)作成支援に関する研修

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html

介護事業所等向けの新型コロナウイルス感染症対策等まとめページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisaikumatomae_13635.html

2.書面掲示の見直し

事業所の運営規程の概要等の重要事項等については、施設の見やすい場所に掲示することに加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、原則として重要事項等の情報をウェブサイト(法人のホームページ等又は情報公表システム上)に掲載・公表することが必要です。

※対象サービス 全サービス

3.身体的拘束等の適正化の推進

身体的拘束等の更なる適正化を図る観点から、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を

保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならないこと、行う場合には、その様態、時間、利用者の心身状況、緊急やむを得ない理由を記録することが義務付けられました。

また、短期入所系サービス及び多機能系サービスにおいては、次の措置を講じる必要があります。措置が講じられていない場合、身体的拘束廃止未実施減算が適用されます。

※★は、身体的拘束廃止未実施減算の対象となります。

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、定期巡回・随時訪問対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護★、短期入所療養介護★、(看護)小規模多機能型居宅介護★、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、居宅介護支援、介護予防支援、第1号訪問(現行相当サービス)、第1号通所(現行相当サービス)

・必要な措置

- ① 身体的拘束の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話等の活用可能)の開催。(3ヵ月に1回以上)
- ② 従業者への委員会結果の周知
- ③ 身体的拘束の適正化のための指針の整備
- ④ 従業者に対する研修の実施(年2回以上)

○留意事項について

介護報酬改定に関する情報は、最新の情報や解釈、Q&Aが掲載されることから、こまめに下記の厚生労働省ホームページ等をご確認いただき、適切なサービス提供に努めていただきますよう、お願いいたします。

厚生労働省ホームページ 令和6年度報酬改定について

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_38790.html

厚生労働省ホームページ 令和8年度報酬改定について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00073.html

厚生労働省ホームページ 介護保険最新情報掲載ページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/index_00010.html